

## 平成 28 年第 5 回にかほ市議会定例会会議録（第 5 号）

### 1、本日の出席議員（ 19 名 ）

2 番	渡 部 幸 悦	3 番	佐々木 雄 太
4 番	佐々木 春 男	5 番	奥 山 収 三
6 番	伊 藤 知	7 番	伊 藤 竹 文
8 番	飯 尾 明 芳	9 番	市 川 雄 次
10 番	佐々木 弘 志	11 番	佐々木 平 嗣
12 番	小 川 正 文	13 番	伊 東 温 子
14 番	鈴 木 敏 男	15 番	佐々木 正 明
16 番	宮 崎 信 一	17 番	加 藤 照 美
18 番	佐 藤 元	19 番	佐 藤 文 昭
20 番	菊 地 衛		

### 1、本日の欠席議員（ な し ）

#### 1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	佐 藤 信 夫	班 長 兼 副 主 幹	加 藤 潤
主 事	土 井 絵 里 香		

#### 1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	須 田 正 彦
教 育 長	齋 藤 光 正	総 務 部 長 (危機管理監)	齋 藤 洋
財 務 部 長	佐 藤 正 春	市 民 福 祉 部 長 (福祉事務所長)	伊 東 秀 一
農 林 水 産 建 設 部 長	佐 藤 均	商 工 観 光 部 長 (地方創生政策監)	佐 藤 克 之
教 育 次 長	齊 藤 義 行	ガ ス 水 道 局 長	佐 藤 次 博
消 防 長 兼 消 防 署 長	伊 藤 伸 司	会 計 管 理 者	浅 利 均
総 務 部 総 務 課 長	佐 藤 喜 仁	企 画 課 長	佐々木 俊 哉
財 政 課 長	佐々木 俊 孝	防 災 課 長	佐 藤 正 之
子 育 て 長 寿 支 援 課 長	齋 藤 隆	建 設 課 長	土 門 保
商 工 政 策 課 長	齋 藤 和 幸	教 育 総 務 課 長	池 田 昭 一
ス ポー ツ 振 興 課 長	原 田 浩 一	文 化 財 保 護 課 長	齋 藤 一 樹
代 表 監 査 委 員	高 橋 英 夫		

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第5号

平成28年9月29日（木曜日）午前10時開議

- 第1 議案第113号 にかほ市老人憩の家条例の一部を改正する条例制定について
- 第2 議案の付託
- 第3 議案第 85号 にかほ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第4 議案第 86号 にかほ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第5 議案第 87号 にかほ市立学校設置条例の一部を改正する条例制定について
- 第6 議案第 88号 にかほ市プール条例の一部を改正する条例制定について
- 第7 議案第 89号 市道路線の認定について
- 第8 議案第 90号 市道路線の廃止について
- 第9 議案第 91号 市道路線の認定について
- 第10 議案第 92号 市道路線の変更について
- 第11 議案第 93号 平成27年度にかほ市ガス事業会計その他未処分利益剰余金の処分について
- 第12 議案第 94号 平成27年度にかほ市水道事業会計その他未処分利益剰余金の処分について
- 第13 議案第 95号 平成27年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定について
- 第14 議案第 96号 平成27年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について
- 第15 議案第 97号 平成27年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定歳入歳出決算認定について
- 第16 議案第 98号 平成27年度にかほ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第17 議案第 99号 平成27年度にかほ市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 第18 議案第100号 平成27年度にかほ市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第19 議案第101号 平成27年度にかほ市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第20 議案第102号 平成27年度にかほ市ガス事業会計決算認定について
- 第21 議案第103号 平成27年度にかほ市水道事業会計決算認定について
- 第22 議案第104号 平成28年度にかほ市一般会計補正予算（第3号）について
- 第23 議案第105号 平成28年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第1号）について
- 第24 議案第106号 平成28年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第2号）について
- 第25 議案第107号 平成28年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 第26 議案第108号 平成28年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第1号）について

- 第27 議案第109号 平成28年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第28 議案第110号 平成28年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第29 議案第111号 平成28年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第2号）について
- 第30 議案第112号 平成28年度にかほ市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第31 議員派遣の件
- 第32 議決事件の字句、数字等の整理の件

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第5号に同じ

---

午前10時00分 開 議

●議長（菊地衛君） ただいまの出席議員は19人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

また、本日は、高橋代表監査委員の出席をいただいております。

なお、9月27日追加提案された議案について、議会運営委員会を開催しましたので、議会運営委員長の報告を求めます。9番市川雄次議会運営委員長

【議会運営委員長（9番市川雄次君）登壇】

●9番（市川雄次君） おはようございます。では、私からは一昨日、27日午後3時より開催いたしました議会運営委員会の結果について、報告をいたします。

内容は、先ほど議長も述べられましたように追加議案の提案です。

議案第113号にかほ市老人憩の家条例の一部を改正する条例制定についてです。

追加の理由につきましては、後ほど当局より提案説明がありますので、私からは本日の流れについてお話をさせていただきます。

当議案は、日程第1として、初めに提案理由の説明を受けます。その後、通常どおり議案質疑を行います。

なお、本日の上程となっておりますので、通告なしでの質疑を受けます。

なお、この議案については、教育民生常任委員会に付託することとなりました。教育民生常任委員につきましては、本会議での質疑を自粛していただきたいと思っております。

また、この教育民生常任委員会が開会されている最中におきましては、一旦本会議は休憩となります。再開につきましては、委員会の進捗状況によります。後ほど議長から説明あると思っておりますが、

この議案について、もう一度申し上げますが、教育民生常任委員会が開会されている最中、本会議は一旦休憩となりますので、よろしくお願いします。

また、この議案につきましては、簡易採決は行わずに起立採決によって採決を行いたいと思います。以上です。

●議長（菊地衛君） 報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで議会運営委員長の報告に対する質疑を終わります。

日程第1、議案第113号にかほ市老人憩の家条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

朗読を省略して、当局から提案理由の説明を求めます。市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） おはようございます。本日追加議案を提出させていただきますので、その要旨について申し上げます。

議案第113号にかほ市老人憩の家条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

前川老人憩の家「やすらぎ荘」の用途を廃止するため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

以上、議案の要旨について御説明を申し上げましたが、このように追加提案したことについては、誠に遺憾でございまして、おわびを申し上げる次第でございます。今後、こうしたことが発生しないよう、チェック体制などを強化してまいります。

なお、補足説明については担当部長が行いますので、よろしく御審議をいただき、可決決定くださるようお願いをいたします。

●議長（菊地衛君） 次に、補足説明を行います。初めに、市民福祉部長。

●市民福祉部長（福祉事務所長）（伊東秀一君） それでは、議案第113号にかほ市老人憩の家条例の一部を改正する条例制定についての補足説明を申し上げたいと思います。

この条例は、前川老人憩の家「やすらぎ荘」を用途廃止するため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

やすらぎ荘は、にかほ市前川字沼尻95番地1に位置し、昭和53年9月に建築され、築38年、木造平屋建てで延べ床面積は104.11平方メートルとなっております。

平成22年から前川自治会へ無償譲渡する方向で協議してきましたが、当該自治会では会館機能を有する施設が別にあるため、無償譲渡は受けないという結論に至りました。自治会が受けないということでございますので、市としても施設の維持管理に経費がかかることから、平成28年度で解体することとし、その工事費を当初予算に計上してございました。

公の施設を廃止する場合は、地方自治法の規定に基づく手続が必要となりますが、公の施設を廃止する条例の改正、又は廃止についての議案の提案時期につきましては、施設解体に係る予算計上の時期と関係する条例議案が同時に上程されることが望ましいと考えております。しかしながら、

今回追加提案となったのは、平成28年度当初予算にこの施設の解体工事に係る費用を計上しており、この事務を進行する中で条例改正を失念してしまったことに対しまして、深く反省をしております。

今後は、同じような事態が生じないよう、常に緊張感を持って事務執行を進めるよう、職員への指導、周知を徹底してまいります。

補足説明は以上でございます。

●議長（菊地衛君） 次に、総務部長。

●総務部長（危機管理監）（齋藤洋君） 私の方からは、適正な事務執行の確保の点から補足をさせていただきます。

初めに、本日追加提案いたしました議案第113号につきましては、適切な提案時期を欠いてしまいましたこと、深くおわび申し上げます。

これまで適正な事務執行につきましては、日頃から部長会議等の機会を捉えまして指示しているところでございますけれども、こうした事案に至りましたことを大変残念に思っているところでございます。

今後、事務処理に当たりましては、議会の議決を要する案件ではないのか、地方自治法などの法令、条例に基づく手順に落ち度はないのか、そういうところを念頭に置きまして、また、監督管理職員による日常の審査、チェック事務が重要な本来業務であることの認識を高め、常に緊張感を持って事務の執行を進めるよう、職員への指導、周知を徹底して、職員の意識の高揚につなげてまいりたいと考えております。

また、具体的な取り組みといたしましては、例えば大きな問題につながりかねない日常の単純な誤りも含めまして、どんな内容だったのか、何が原因で起こったのか、どのような対応を行ったのか、そういうところを、その内容を組織の中で明らかにして、職員全員がその情報を共有することによって自己研修につなげ、同様の誤りを繰り返すことがないように、そして、新たな誤りを未然に防げるようなそういったシステムづくりを考えていかなければならないというふうに考えております。

繰り返しになるわけですが、適正な事務執行について、今後さらに職員への指導、周知を徹底しまして、業務に対する意識の高揚を図ってまいります。

以上でございます。

●議長（菊地衛君） これから、議案第113号に対する質疑を行います。質疑には自己の思いや意見を入れないようにしてください。

なお、先ほど議会運営委員長からの報告にもありましたように、教育民生常任委員会の方の発言は自粛をお願いをいたしたいと思っております。

発言は自席で行ってください。

質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで議案第113号に対する質疑を終わります。

日程第2、議案の付託を議題といたします。ただいま議題となっている議案第113号は、教育民生

常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定をいたしました。

これから教育民生常任委員会のため、しばらく休憩をいたします。

なお、教育民生常任委員会が閉会した後、引き続き一般会計決算特別委員会及び一般会計予算特別委員会を開会いたします。

また、本会議再開予定は、午前10時35分の予定といたします。

なお、変更があった場合には再度連絡をいたしますので、よろしくお願いいたします。

午前10時12分 休 憩

---

.....

## 一般会計決算特別委員会会議録

### 出席委員（19名）

2番	渡部	幸悦	3番	佐々木	雄太
4番	佐々木	春男	5番	奥山	収三
6番	伊藤	知	7番	伊藤	竹文
8番	飯尾	明芳	9番	市川	雄次
10番	佐々木	弘志	11番	佐々木	平嗣
12番	小川	正文	13番	伊東	温子
14番	鈴木	敏男	15番	佐々木	正明
16番	宮崎	信一	17番	加藤	照美
18番	佐藤	元	19番	佐藤	文昭
20番	菊地	衛			

.....

### 欠席委員（0名）

.....

### 議会事務局職員

議会事務局長	佐藤	信夫	班長兼副主幹	加藤	潤
主事	土井	絵里香			

.....

### 説明員

市長	横山	忠長	副市長	須田	正彦
教育長	齋藤	光正	総務部長 (危機管理監)	齋藤	洋
財務部長	佐藤	正春	市民福祉部長 (福祉事務所長)	伊東	秀一
農林水産建設部長	佐藤	均	商工観光部長 (地方創生政策監)	佐藤	克之
教育次長	齊藤	義行	ガス水道局長	佐藤	次博

消防長兼消防署長	伊藤伸司	会計管理者	浅利均
総務部総務課長	佐藤喜仁	企画課長	佐々木俊哉
財政課長	佐々木俊孝	防災課長	佐藤正之
子育て長寿支援課長	齋藤隆	建設課長	土門保
商工政策課長	齋藤和幸	教育総務課長	池田昭一
スポーツ振興課長	原田浩一	文化財保護課長	齋藤一樹
代表監査委員	高橋英夫		

.....

午前10時35分 開 会

●一般会計決算特別委員長（佐々木正明君） ただいま出席している委員は18名です。したがって、にかほ市議会委員会条例第16条で規定する定足数に達しています。

ただいまから一般会計決算特別委員会を開会します。

各小委員会の審査の報告を求めます。

初めに、総務小委員長の報告を求めます。18番佐藤元総務小委員長。

【総務小委員長（18番佐藤元君）登壇】

●総務小委員長（佐藤元君） それでは、一般会計決算特別総務小委員会の審査が終了しておりますので報告いたします。

議案第95号平成27年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定について、全員の賛成により認定と決しております。

それでは、委員会の審査が終了しておりますので、若干報告をいたします。

財政課に対する質疑ですが、基金に対する利息の管理はどの部署かという質問であります。この件に関しては、53ページ、16款1項2目1節で承知のとおり、会計課が所管するということになっております。

次に、公共施設の予約システム更新事業は、旧システムでの予約が仮予約に過ぎず、新システムで対応しているようだが、旧システムの時点でトラブル発生はあったのか。この質問について、旧システムは誰でも自由に登録できるので、年数件ですがいたずら的に登録する方もいたようであります。

次、新システムは市外の方々も利用できるようだが、市外の方々からの申し込み状況はどうなっているかということについて、当局の答弁、現在のところ、予約状況は確認できていないと、こういう答弁を受けております。

次、84ページ、財産管理費の予備費28万2,000円の充用及び94ページ、情報管理費588万6,000円の予備費充用、2点についての内容を確認しております。

まず最初に、財産管理費の予備費についてであります。これについて、平成27年度の組織再編及



び人事異動に伴い、金浦庁舎の電話機と案内標示の修繕に要したもので、3月定例会以後に組織編成及び人事異動の内示があり、平成26年度の補正予算及び平成27年度当初予算での対応が不可能であったために予備費で対応したという答弁を受けております。

また、94ページの情報管理費についての流用については、日本年金機構における個人情報流出問題を受け、総務省からの通達があり、10月5日までに既存の住基システムとインターネットを分離するようにとの内容でありました。本市では、業務用パソコン端末55台の購入費が新たに必要となったが、国の具体的な方針が示されてからネットワーク分離作業期限までに時間がなく、補正を組むことが不可能だったことから予備費により対応したというふうに説明を受けております。この件につきましては、500万円以上の金額を予備費で対応したとのことでしたが、予備費の性質、性格は十分認識していたはずですから、軽率だと言わざるを得ないということを伝えております。今後は、このようなことがないように、緊張感を持って対応するよう要請をしております。

次、55ページ、事務報告書でも載っておりますが、21ページですが、ふるさと納税額が増えています。納税額を1億円台に乗せてほしいとの希望もあります。どのような返戻品が喜ばれているのか。

答弁。1番が菜種油、そのほかにお米やお酒、由利牛などが増えているようであります。

次に、世代交代されたことで納税額が減ったとの話もあります。交代された方々にふるさと納税のお願いをしているのかという質問です。

この件について当局からは、ふるさと納税についてのお願いは、特段お願いという形では示していないということであります。

また、ふるさと納税をされている方で市出身以外の方々は何名おり、また、にかほ市とはどのような関係者が把握しているのかという質問であります。

当局からは、納税者がどのような方で、どういった関わりがあるのかは把握してないとの答弁であります。

次、ジオパークについてであります。89ページから93ページまでです。

ジオパーク構想が認定されるまでの経費は幾らか。

これについて、平成27年度から協議会事務局として活動しているわけですが、各自治体担当課からの経費については、協議会への負担金になります。本市の場合は668万1,000円です。消耗品や委託料、看板設置等に143万4,000円の支払いをしております。協議会事務局から100万円補助金が入っておりますので、実質的な本市の負担は約750万円となります。

次、定住奨励金についてであります。報告書21ページ。

平成27年度で定住された方で対象にならない事例はありましたかという質問であります。

当局からは、奨励金の対象となった世帯は9世帯あったわけですが、住宅取得の対象となった世帯は2世帯のみです。ほかの7世帯については、旧規則を適用しておりますが、移住した方々には人数に応じて支出をしております。

次、住宅購入または新築に補助する100万円について、新築と中古住宅も対象となっているが、中古住宅が大分下落しているようだが、同じ基準で同額の支払いとなっているのですかということに

対して、当局からは、移住に対しての100万円補助となるので、新築でも中古住宅でも100万円となります。その住宅を取得するための奨励金ではなく、転入していただいたことに対する奨励金でありますと、こういう趣旨であるということでもあります。

次、総務課の方に移行します。

人口1人に対しての職員数基準はあるのかということでもあります。

これに対して、人口1人当たりの基準は把握しておりませんということです。

次は、当市はその基準に見合っているのかということです。

答弁は、比較対象として人口規模、財政規模、地方公共団体の類似団体と比較すると、職員数は若干多いと認識しているということでもあります。

三つ目に、臨時職員数の推移は、直近3年間でどうなっていますかということでもあります。

これについては、平成25年、臨時職員ですね、388人、平成26年369人、平成27年354人と、3年間で30数名減少しているのが実態であります。

次、小出診療所へのバス乗り入れの検討はされたのかということについてであります。

小出診療所への路線変更については、定かではないが平成23年か平成24年頃に検討された経緯があったと記憶しております。その後に車両を更新する検討時期がありましたが、実際の更新時に小型化の実現ができなかったために現状の運行路線となっております。

公共交通会議が発展的に解消され、6月定例会でも補正予算をいただいているところでありますが、組織を改め、活性化協議会とし、新たにかほ市の公共交通網の形成計画を今年度策定するとしております。その中でこの課題も路線変更が可能か、変更も含めて検討をし、計画策定していきたいと考えております。

次は、各サービスセンターについての中で、仁賀保サービスセンターについてであります。

仁賀保サービスセンター所管の仁賀保駅舎内の食堂用の備品購入が2件ほど、金額にして42万円ほどあるわけですが、今後もこのような形で維持していくとなれば、公平性が保たれないのではないかと。また、ほかの施設でも数カ所ほど見受けられるので、所管の各課は今後の対応に十分配慮していただきたい。

これにつきまして、各施設を建てたときの目的や条件、業者公募の条件にもかかわることなので、なぜそのようになったのかまでは調査には至りませんでしたという答弁を受けております。

また、旧町時代から引き継いでいる事柄が今日に至っているのではないかとと思われるので、今後、にかほ市として検討、見直し時期に来ているのではないかとと思うという答弁も併せていただいております。

次に消防本部であります。

非居住地の消防団に所属している場合、災害地に向かう途中で事故などに遭遇したときの補償はどうか。

これについては、消防団である以上、どこに所属しても補償されるというふうに答弁をいただいております。

二つ目に、また、そのことが適用になる基準はどうなっているのかということにつきましては、

消火活動に駆けつけた一般市民が消火活動中に負傷した場合も補償の対象となるというふうな答弁を受けております。

三つ目に、今後、非居住地の消防団に所属するケースが増えると思われるが、本部としての対策は考えているかということについてであります。

消防本部としてのきまりなどはないので指示はできませんが、団員の地域とのかかわり方も様々ですので、本人の選択に任せているのが実態でありますという答弁であります。

これについて、それでは非居住区域の消防団に所属している団員が多いとの説明だが、その方針が曖昧だということは問題だ。一つは限界集落が増えており、それらの集落で消防団を維持することが難しくなっているとすれば、町部の消防団に分担地域を決めてカバーしてもらわないといけなくなるが、そうなれば非居住地の消防団に所属してもよいという補償や規則、規定をある程度作り、制度化しておくべきではないかということ、また併せて、昼間と夜間における団員の所在地も大切な課題だと思う。現状に流されず、その辺もどのようにカバーしていくのか、先を見据えた上でシステム作りは進めておくべきと考える。前段で申し上げたこととあわせ、ぜひ検討していただきたい。今後の方針を聞かせてほしいと。

これに対して本部からは、非居住地の消防団への入団について、この点については、それよいと思っています。限界集落などの地域では、団員の確保が非常に難しくなっていることも事実ですので、消防団を維持していくためには、そのような制度も必要であると考えます。今後は、消防団の統廃合も検討していかなければならないと考えています。少しでも消防団の戦力を落とさないようにしなければと考えていますので、いろいろな編成も考えながら、これから検討していきたいと、このような答弁を受けております。

それから、消防団員数設定根拠は何かということでもあります。

消防力の基準というのが昭和36年に消防庁から告示されておるようですが、これが最終改正されたのが2年前の平成26年10月31日ですが、これを全部改正しております、現在は消防力の整備指針という題名になっておるようであります。その中で第36条、消防団の総数は、当該業務を円滑に遂行するために地域の实情に応じて必要な数とすると定めております。その中で、にかほ市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例では、第2条において、団員の定員数は580人と定めております。現在はこの580人そのものはクリアしております。

それから、最後ですが、選挙管理委員会からの資料もちょっと提出いただきましたので、さきの第24回の参議院選挙による投票に関してですが、18歳から19歳のこの中の方々が対象になりましたので、そのことについて若干報告いたします。

選挙当日の有権者数が、18歳・19歳ですね、470名おりました。この中での投票者数ですが、470名中190名です。投票率にして39%、こういうふうにデータが上がっておりますので報告いたします。以上です。

●一般会計決算特別委員長（佐々木正明君） 報告が終わりましたので、総務小委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計決算特別委員長（佐々木正明君） 質疑なしと認めます。これで総務小委員長に対する質疑を終わります。

次に、教育民生小委員長の報告を求めます。6番伊藤知教育民生小委員長。

【教育民生小委員長（6番伊藤知君）登壇】

●教育民生小委員長（伊藤知君） それでは、平成28年9月15日、当一般会計決算特別教育民生小委員会に付託になりました議案第95号平成27年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定について中、市民福祉部、教育委員会に関する事項の審査が終わりましたので報告をいたします。

全員の賛成により、認定することと決しております。

審査の内容を、かいつまんで報告いたします。

最初に、市民福祉部関係です。

市民課、107ページ、2款3項1目戸籍住民基本台帳18節備品購入費に関して、質問です。顔認証端末とはどういうものですかに関して、受け取りに来た方と写真を照合して、間違いなく本人だということを確認した上で個人番号カードを交付しております。そのための端末を設置したもので、3庁舎それぞれにあります。

生活環境課です。64ページ、歳入20款5項6目1節雑入です。

質問です。灰壳却料とはどのようなものですかの質問に対し、収骨した後の残りの灰であり、今まで無料で業者から処分していただきましたが、灰の中に貴金属等に価値があるということで、秋田市を参考にしながら、少しでも収入が得られるように売却しているものとの答弁です。

次に、健康推進課です。117ページ、4款1項2目母子保健事業19節負担金補助及び交付金です。

質問です。不妊症、不育症の金額が以前より増額になっていますが、詳しい人数を教えてください。

答弁です。不妊治療は、特定不妊治療、一般不妊治療、不育症が補助金の対象となっています。特定不妊治療の人数は、平成27年度13名の実人数があり、延べ24名の方が該当しております。一般不妊治療は実人数で5名、延べ5回、不育症の治療は、実人数で1名で延べ人数が2名となっております。この事業は、平成26年度から開始となった事業で、平成26年度の特定不妊治療は、実人数8名、延べ人数が13名、一般不妊治療が実人数5名の延べ5回、不育症はゼロとなっております。特定不妊治療が平成26年度より延べで11件増えるための高額になっているとの答弁でありました。

次に、子育て長寿支援課です。123ページ、3款1項2目老人福祉費20節扶助費です。

質問です。高齢者交通助成金ですが、行政評価の中でCになっておりますが、どのように受けとめているのかに関して、答弁です。高齢者のみ世帯の方々に支給しているものです。当然のことながら事務の内容等、狙い撃ち的な部分もございまして、事業としてそれでいいのかというようなことは、昨年度の事務事業評価の方で御指摘を受けているところです。それにあわせて、今年度一杯をかけながら、今後のこの交通助成事業というものをどのように扱っていいか今検討しているところですとのことです。

次に、福祉課です。社会福祉協議会委託料について質疑がありました。

社会福祉協議会へ委託している事業について三つほどありますが、社会福祉協議会の中で対応に

ついてどうなっているのか、どういう人が行っているのか、お伺いします。

答弁です。手話通訳者設置事業委託ですが、こちらは専任で手話通訳者の方を設置しており、その方の人件費相当分ということで委託料となっております。生活困窮者自立支援事業の委託料は、生活困窮者の相談体制として、国から示されている職業職種といたしましては、主任相談支援員、相談支援員、就労支援員の3名を配置することになっております。主任相談支援員、相談支援員の2名とも社会福祉士、あるいは社会福祉主事等の資格を有し、福祉、教育、就労等の分野における業務に5年以上従事している者を要件として配置しております。

次に、教育委員会関係です。

教育総務課、225ページ、10款1項2目事務局費13節委託料。

質問です。スクールバス運転業務委託料が334万7,500円となっており、当初予算では277万円で差額の大きいところが見られますが、この理由についてであります。

答弁です。平成27年度からスクールバスの運行が金浦小学校、院内小学校の2台となりました。初めはスクールバスだけの運行を考えておりましたが、院内小学校には土田牧場から通っているお子さんがいます。夏は1人の運転者が乗用車で土田牧場へ迎えに行ってからバスに乗せて学校まで送っていくという体制でしたが、冬期間は時間と安全性の関係で、運転手を急遽2人体制に変えました。土田牧場の送迎に1人、スクールバス運行に1人という体制に変更したために予算が膨らんだと答弁をいただいております。

次に、学校教育課、231ページ、10款1項5目教育研究費11節需用費。

防災副読本600冊となっておりますけれども、これは市内の小・中学校を含めて600冊で、皆さんに贈る冊数だったのかお伺いいたします。

答弁です。各小学校に主に配付しております。小学校3年生・4年生の学習のために行っているもので、子ども一人一人に配付するものではありません。学校に備え付けるものとして、それらの学校で使ってもらうような形にしております。そういうことから600冊という形になっております。

次に、フェライト子ども科学館です。

入館者数減について、フェライト子ども科学館ではどのような対策をしていますか。

答弁です。直接出向いての営業はできませんが、年度初めに秋田県内全ての小学校、幼稚園、保育園にパンフレットと案内文書を郵送するほか、庄内方面にも同様に案内をし、PRに努めております。これはフェライト子ども科学館だけではなくて、白瀬南極探検隊記念館も同じようにやっているということでございます。

以上、報告を終わります。

●一般会計決算特別委員長（佐々木正明君） 報告が終わりましたので、教育民生小委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計決算特別委員長（佐々木正明君） 質疑なしと認めます。これで教育民生小委員長に対する質疑を終わります。

次に、産業建設小委員長の報告を求めます。16番宮崎信一産業建設小委員長。

【産業建設小委員長（16番宮崎信一君）登壇】

●産業建設小委員長（宮崎信一君） それでは、平成28年9月15日付託の下記事件につき、一般会計決算特別産業建設小委員会としての審査を終了しておりますので、御報告申し上げます。

議案第95号平成27年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定についての中で、農林水産建設部、商工観光部、農業委員会に関する事項につきまして、賛成多数により、認定と決しております。

審査の内容を若干報告申し上げます。

農林水産課関係でございます。

6款2項4目森林病虫害等防除対策費について、ナラ枯れ、松くい被害がまん延しているが、県と遊佐町、酒田市が連携した協議会を立ち上げたと聞いておりますが、ことしの進捗状況はという質問でございます。

答弁でございます。県・国が公益性の高い高度公益機能松林、被害拡大防止松林を位置づけ、計画の中で実施しておるということでございます。長い計画ではなく、実態に即した計画ということで実施をしている。被害の波があり、庄内地方から連鎖してくる状況ございまして、増えてきているということでございました。

次に、農業振興費、6款1項3目19節。

質問でございます。園芸メガ団地について、五、六人に対して数千万、決算では6,700万円ほどでございますが——の予算をかけていますが、事業を広げていくという考えはないのですかということでございます。

答弁でございます。面積が増えておりますが、3年目も増やす計画をしています。それに合わせた雇用の確保をJAから相談されているということでございます。来年に向けて広報等で募集を行い、JAと相談して人員の確保に努めたいということでございました。

次、建設課、8款2項2目道路橋梁維持費。

質問でございます。地区要望に対応して道路橋梁維持費から15件、排水路維持改良費から14件、河川維持改良費から4件の工事を発注しているが、簡易的なものを除いて地区からの要望はどの程度消化していると認識しているかという質問でございます。

答弁でございます。昨年度の地区要望は全体で289件あり、そのうち建設課関係は169件となっております。うち、工事請負費では33件、修繕費で対応したものを含めると82件で、約49%に対応しているということでございました。

次に、住宅リフォームについて、かなりの経済効果があるようですが、件数としてはどのような傾向にありますかという質問でございます。

それに対しまして、平成27年度の住宅リフォーム支援補助金は231件で交付額が1,520万5,000円となっております。工事費用額は4億4,436万515円となっております。

平成22年が417件、平成23年が402件、平成24年が349件、平成25年が317件、平成26年が227件というわけで、昨年よりは若干増えておりますが、減少傾向にあるということでございます。

続きまして、商工政策課。

質問でございます。地方創生地域消費喚起・生活支援の商工会共通商品券補助金2,300万円につい

ては、平成27年度限りの事業になるのですか。また、今後も実施される予定はございますかという質問でございます。

答弁は、共通商品券事業は、これまでも市単独予算で実施してきており、平成28年度も300万円、プレミアム率10%で実施をしております。交付金を活用した20%、額が1億円と規模の大きいものは平成27年度限りとなります。過去には、市内の経済状況が厳しい状況を見て、2回追加で実施した経緯があります。要領では300万円の規定があり、今回は7月に1回実施をしておるということでございます。

次に、商工振興費の工業振興条例補助金については、市内の企業にとっても非常に良い制度だと思えます。来年度以降も継続していきますかという質問でございます。

答弁でございます。設備投資助成については、条例の中で補助割合や金額等の具体的な表記はございません。平成24年・平成25年頃の経済情勢や雇用情勢が厳しかったときに設備投資意欲を強化していこうと追加したもので、現在は状況が比較的安定しており、見直しも各自治体の例も参考にしながら検討しているということでございます。

次に、観光課についてでございます。

にかほっと内に観光課が入ったメリット・デメリットを教えてください。

答弁でございます。メリットは、観光協会も入居していますので、観光事業に関する連携が図られているということです。また、来場者には、協会の窓口が忙しいとき、観光課を訪れますので、ストレスのない対応が可能になっているということでございました。

また、デメリットは、気軽に立ち寄れることから、出店者との調整や相談、また、施設の維持管理などについて、すぐに対応を迫られることなどから、日常の事務が煩雑になるなどの影響があるということでございました。

続きまして、質問です。観光協会の人材、補助金等は足りていると思えますかということで、答弁でございます。人材については毎年替わっている事務局長、また、職員も定着しない状況が続きましたが、現在は安定しております。また、補助金については、協会との協議を重ねて交付しておりますが、会費収入の減少などで厳しい面があると伺っております。

次の質問です。鶴泉荘について、素泊まりで宿泊を再開することは考えておりますかという質問でございます。

答弁です。素泊まりでも経費がかかりすぎて、再開は考えておりません。施設が老朽化してきており、地域の施設、健康施設としての維持は考えますが、観光施設としては難しいと考えます。また、民間のホテル、旅館の方々を考えると、市が宿泊事業に力を入れる理由が見つかりませんという答弁でございました。

以上、報告申し上げます。

●一般会計決算特別委員長（佐々木正明君） 報告が終わりましたので、産業建設小委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計決算特別委員長（佐々木正明君） 質疑なしと認めます。これで産業建設小委員長に対

する質疑を終わります。

これから議案第95号平成27年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。  
初めに、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計決算特別委員長（佐々木正明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計決算特別委員長（佐々木正明君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計決算特別委員長（佐々木正明君） 討論なしと認めます。これで議案第95号に対する討論を終わります。

これから議案第95号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第95号平成27年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定についての各小委員長の報告は、いずれも認定とするものです。各小委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●一般会計決算特別委員長（佐々木正明君） 起立多数です。したがって、議案第95号平成27年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

これで一般会計決算特別委員会に付託されました案件の審査は全部終了しました。

これで一般会計決算特別委員会を閉会します。

午前11時17分 閉 会

.....



本会議録は、その正確なるを証明するため署名する。

平成 年 月 日

一般会計決算特別委員会  
委員長

.....

## 一般会計予算特別委員会会議録

### 出席委員（19名）

2番	渡部	幸悦	3番	佐々木	雄太
4番	佐々木	春男	5番	奥山	収三
6番	伊藤	知	7番	伊藤	竹文
8番	飯尾	明芳	9番	市川	雄次
10番	佐々木	弘志	11番	佐々木	平嗣
12番	小川	正文	13番	伊東	温子
14番	鈴木	敏男	15番	佐々木	正明
16番	宮崎	信一	17番	加藤	照美
18番	佐藤	元	19番	佐藤	文昭
20番	菊地	衛			

.....

### 欠席委員（0名）

.....

### 議会事務局職員

議会事務局長	佐藤	信夫	班長兼副主幹	加藤	潤
主事	土井	絵里香			

.....

### 説明員

市長	横山	忠長	副市長	須田	正彦
教育長	齋藤	光正	総務部長 (危機管理監)	齋藤	洋
財務部長	佐藤	正春	市民福祉部長 (福祉事務所長)	伊東	秀一
農林水産建設部長	佐藤	均	商工観光部長 (地方創生政策監)	佐藤	克之
教育次長	齊藤	義行	ガス水道局長	佐藤	次博

消防長兼消防署長	伊藤伸司	会計管理者	浅利均
総務部総務課長	佐藤喜仁	企画課長	佐々木俊哉
財政課長	佐々木俊孝	防災課長	佐藤正之
子育て長寿支援課長	齋藤隆	建設課長	土門保
商工政策課長	齋藤和幸	教育総務課長	池田昭一
スポーツ振興課長	原田浩一	文化財保護課長	齋藤一樹
代表監査委員	高橋英夫		

.....

午前11時18分 開 会

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 引き続き、一般会計予算特別委員会を行います。  
 ただいま出席している委員は18名です。したがって、にかほ市議会委員会条例第16条で規定する定足数に達しています。

ただいまから一般会計予算特別委員会を開会します。

各小委員会の審査の報告を求めます。

初めに、総務小委員長の報告を求めます。18番佐藤元総務小委員長。

【総務小委員長（18番佐藤元君）登壇】

●総務小委員長（佐藤元君） それでは、一般会計予算特別総務小委員会の審査が終わっておりますので、報告をいたします。

議案第104号平成28年度にかほ市一般会計補正予算（第3号）について、全員の賛成で可決と決しております。

審査が終わっておりますので、若干報告いたします。

歳出について、予算書30ページ、消防費、常備消防費1,740万9,000円についてであります。

この補正につきましては、今定例会の初日の議案説明において、総務部長より、当初予算で人件費の計上誤りがあったとの説明がありました。委員会では、再度確認をし、防止策の徹底を求めたところであります。当局からは、今後の対応として、二重三重のチェック体制を強化するとともに、もう一つの方法としては、人事給与システムと財務会計システムの連動が考えられます。ただ、このシステム連動には多額の費用が見込まれることから、今後の検討課題としていきますとの報告を受けております。

この件につきましては、本来、このような事態はあってはならないことですので、今後は厳しすぎると言われるくらいの体制で業務に当たるよう喚起をしたところであります。

以上であります。

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 報告が終わりましたので、総務小委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 質疑なしと認めます。これで総務小委員長に対する質疑を終わります。

次に、教育民生小委員長の報告を求めます。6番伊藤知教育民生小委員長。

【教育民生小委員長（6番伊藤知君）登壇】

●教育民生小委員長（伊藤知君） 平成28年9月15日、当一般会計予算特別教育民生小委員会に付託になりました議案第104号平成28年度にかほ市一般会計補正予算（第3号）について中、市民福祉部、教育委員会に関する事項の審査が終わりましたので、報告いたします。

全員の賛成により、可決と決しております。

審査の内容を報告いたします。

32ページ、10款2項1目小学校費、学校管理費13節委託料、象潟小学校大規模改修工事設計委託に関して。

質問です。設計に係る工事の総工費が約4億円との説明でした。その中で、幾ら市債を借り、幾ら補助金を受けるという財源内容は、教育委員会では答弁できますかの質疑に対し、資金の内訳については、我々の答弁する範疇ではないかもしれませんが、聞いている範囲でお答えをいただきました。補助金以外については、合併特例債を充当するというのを聞いておりますとの答弁でした。

以上、報告を終わります。

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 報告が終わりましたので、教育民生小委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 質疑なしと認めます。これで教育民生小委員長に対する質疑を終わります。

次に、産業建設小委員長の報告を求めます。16番宮崎信一産業建設小委員長。

【産業建設小委員長（16番宮崎信一君）登壇】

●産業建設小委員長（宮崎信一君） それでは、平成28年9月15日に付託になりました一般会計補正予算につきまして、審査を終了しておりますので、御報告申し上げます。

議案第104号平成28年度にかほ市一般会計補正予算（第3号）について、農林水産建設部、商工観光部、農業委員会に関する事項につきまして、賛成多数により可決に決しております。

審査の内容を若干御報告申し上げます。

農林水産課、6款1項3目農業振興費。

質問です。園芸作物価格差補償事業について説明をお願いしますということでございます。

事業を実施するのは秋田県青果物基金協会になります。にかほ市の農家が申し込んだのは5品目です。内容は、対象品目の価格が下がった場合に、積み立てた基金から下がった分の約9割を補填し、経営に影響を与えないようにする制度でございます。負担区分は、県が40%、生産者が30%、市・農協・全農がそれぞれ10%となるようでございます。

建設課につきまして。8款2項5目除雪費。

質問です。除雪費の賃金や委託料が昨年度と比較して増加している理由は、今年度、労務単価が上昇したとの解釈でよろしいのかという質問でございました。

答弁でございます。除雪費は実績により計上をしている。昨年度は、雪が少なかったため例年を参考としたため、昨年度よりは増加している。今年度上昇した労務単価を使用するため、単価についても上昇する見込みですが、現在、正確な算出は行っていないということでございます。

続きまして、商工費、7款1項2目商工振興費。

質問です。提案型地域産業パワーアップ事業については、県に申請済みですか。

答弁です。県への申請日は、議決日として準備しておりますので、事業概要については事前に県に提出済みで、内容の了承は書面ではありませんが、もらっております。事業を実施するのは2年目、3年目になります。総合戦略の中で基幹産業、既存企業の競争力強化について掲載しておりますが、市単独経費で賄いきれない分の予算確保としても考えております。大きなプロジェクトに至らなくても企業のニーズを拾い上げて実行可能な事業に対して財政的支援を充実していきたいと考えております。そのため、1年目にアクションプログラムを策定しますが、総合戦略の方向性は位置づけておりますので、その内容とあわせた事業実施になると思っておりますという答弁でございました。以上でございます。

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 報告が終わりましたので、産業建設小委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 質疑なしと認めます。これで産業建設小委員長に対する質疑を終わります。

これから議案第104号平成28年度にかほ市一般会計補正予算(第3号)についての討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 討論はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 討論なしと認めます。これで議案第104号に対する討論を終わります。

これから、議案第104号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第104号平成28年度にかほ市一般会計補正予算(第3号)についての各小委員長の報告は、いずれも可決です。議案第104号は各小委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 起立多数です。したがって、議案第104号は各小委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

これで一般会計予算特別委員会に付託されました案件の審査は全部終了しました。

これで一般会計予算特別委員会を閉会します。

午前11時28分 閉 会

.....

本会議録は、その正確なるを証明するため署名する。

平成 年 月 日

一般会計予算特別委員会  
委員長

---

午前11時46分 再 開

●議長（菊地衛君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第3、議案第113号に続き、議案第85号にかほ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定についてから日程第30、議案第112号平成28年度にかほ市水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの議案29件を一括議題といたします。

これから各常任委員長及び一般会計決算特別委員長並びに一般会計予算特別委員長の審査の報告を求めます。

初めに、教育民生常任委員長の報告を求めます。6番伊藤知教育民生常任委員長。

【教育民生常任委員長（6番伊藤知君）登壇】

●教育民生常任委員長（伊藤知君） 平成28年9月15日、教育民生常任委員会に付託になりました案件の審査が終わりましたので、報告いたします。

議案第85号にかほ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第87号にかほ市立学校設置条例の一部を改正する条例制定について、議案第88号にかほ市プール条例の一部を改正する条例制定について、以上3件は、全員の賛成により可決と決しております。

議案第96号平成27年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について、議案第97号平成27年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定歳入歳出決算認定について、議案第98号平成27年度にかほ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第99号平成27年度にかほ市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、以上4件に関しては、全員の賛成により認定するものと決しております。

次に、議案第105号平成28年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第1号）について、議案第106号平成28年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第2号）について、議案第107号平成28年年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、議案第108号平成28年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第1号）について、以上4件に関しては、全員の賛成により可決と決しております。

平成28年9月29日付託の議案第113号にかほ市老人憩の家条例の一部を改正する条例制定については、全員の賛成により可決と決しております。

審査の内容を報告する前に、当委員会に付託になりました議案第88号及び議案第113号に関して、委員会としての付託意見を付しておりますので、内容を朗読し、皆様に報告申し上げます。

付託意見、今定例会に上程された議案第88号にかほ市プール条例の一部を改正する条例制定については、これを廃止するための関連予算が既に平成28年第2回定例会に上程されています。本来であれば予算と関連改正議案、今回は廃止を一緒に上程すべきであるところではありますが、これを提案



しておらず、関連条例の改正を経ないまま工事が行われた可能性も懸念されました。事実、今定例会中、本日追加上程された議案第113号にかほ市老人憩の家条例の一部を改正する条例制定については、同様の事例として平成28年第2回定例会で予算が可決している、前川老人憩の家「やすらぎ荘」の解体工事が改正議案、廃止の上程がされないまま既に実行されている実態が明らかになりました。同時期に、こうした二つの事案が立て続けに明らかになったことで、執行部の管理体制が大きく問われるものであります。法を遵守すべきである行政が、こうしたことを行うことは、行政にかかわる人としての資質に欠けるものであり、憂慮すべきもので遺憾であります。執行部は、今後、同じことの繰り返しがないよう、今回の原因究明をしっかりと行うとともに、具体的で効果のある解決策を提示し、さらには、その行動をもってチェック体制の強化に取り組まれるよう意見します。

なお、今回の件は、執行部の問題ばかりではなく、議会の監視機能が働かなかったことも事実であります。議会自らも、改めて市民を代表する議会としての責任と危機感を持ち、さらに討議などを通じた監視機能のあり方を充実強化に努めるなど、スピード感をもって議会改革を前進させていかなければならないことをつけ加えさせていただきます。

それでは、審査の内容を報告いたします。

議案第85号にかほ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について。

質問です。条例の改定による対象者はどのくらいになりますか。

今年度の更新で考えれば、30人ほどがいたかと思われましてという答弁です。

議案第87号にかほ市立学校設置条例の一部を改正する条例制定について。

質問です。今年の10月に協議会を立ち上げるという説明がありましたが、メンバーは決まっているのか。また、どういうことを話し合うのかの質問でした。

答弁です。名称は「統合準備委員会」であり、構成委員は3小学校の校長、教頭、PTAの会長、副会長、地域の代表と自治会長会の会長、学識経験者ということで20数名の予定です。

その中で話し合う事柄ですが、教育関係、学校生活関係、PTA関係の大きく分けて三つのことについて話し合いを行います。

次に、議案第88号にかほ市プール条例の一部を改正する条例制定について。

質問です。5年という利用の根拠は、どこからきたものか。

答弁です。5年という明確な根拠はありません。取り決めもありません。5年経過したときに、その5年間の実績をもとに、地域の方に出向いて、こういう実績なのですが今後どうしましょうかという話し合いを行いました。5年ですので、一区切りをしたいとの話をしたところ、もう一年続けてほしいということで平成27年度まで6年間続けたところでした。

次に、議案第96号平成27年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について。

質問です。今年の実績は黒字ということですが、主な要因は、繰越金を使って黒字になったものと理解していいのですかの質問に対し、繰り越しの要因について、収入については国保税の過年度徴収分の増額もあり、国庫補助金が平成27年度から公費拡充ということで補助金等が増えたという

ことがあります。あとは医療費の減少、平成27年度はインフルエンザの流行が年度末に遅くなった影響もあり、平成27年度の医療費を支払う期間としては、インフルエンザの影響を受けなかったというようなことがあります。歳入については、そのような増と、歳出については、医療費がそこまで伸びなかったことがあって黒字になったということが考えられますという答弁でありました。

議案第97号平成27年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定歳入歳出決算認定について。  
質問です。全体的に受診する方が減っているのかの質疑に関して。

答弁です。平成26年度は小出診療所で558人、院内診療所532人、平成27年度は小出診療所で555人で院内診療所においては444人で、そのレベルで減少をしています。

議案第98号平成27年度にかほ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

質問です。被保険者は、毎年どう推移していくと思われませんかとの質問に対し、この2年間でも上がっていることが分かりますので、今後、後期高齢者の保険料は団塊の世代が75歳に到達していくと思われることもありますので、増加の一途だと考えられますとの答弁でした。

議案第99号平成27年度にかほ市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について。

質問です。関・中野沢簡易水道実施設計業務で約3,200万円もかかるのか。工事費は、おおよそどのくらいなのかの質問に対し、約3,200万円は実施設計業務の分で、工事費は約5億円くらいとなりますとの答弁です。

議案第105号平成28年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算(第1号)について、議案第106号平成28年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算(第2号)について、議案第107号平成28年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてに関しては、特に報告する質疑はございませんでした。

議案第108号平成28年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算(第1号)について。

質問です。予算を組み替えた工事費の解体費と設計額が同じですが、なぜですかに関し、補正で計上した解体分は既存設計額であり、まだ未契約であるため、現在は設計額を表記しております。補正決定後に契約する予定でありますという答弁でございました。

議案第113号にかほ市老人憩の家条例の一部を改正する条例制定については、委員から、予算と条例との精査についての方法の質問がありました。今回の二つに関する精査の仕方という質疑でありました。当局からの答弁は、すり合わせをせず予算を計上し、工事に着手してしまったということで謝っていただきましたけれども、本会議場で総務部長が述べたように、今後の対策として実施していくという答弁をいただいております。

以上、報告を終わります。

●議長(菊地衛君) これから教育民生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長(菊地衛君) 質疑なしと認めます。これで教育民生常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

所用のため暫時休憩をいたします。再開を午後1時といたします。

午前11時58分 休 憩

午後 1時00分 再 開

●議長（菊地衛君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

産業建設常任委員長の報告を求めます。16番宮崎信一産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員長（16番宮崎信一君）登壇】

●産業建設常任委員長（宮崎信一君） 平成28年9月15日付託の産業建設常任委員会の審査が終了いたしましたので、御報告申し上げます。

議案第86号にかほ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、賛成多数により可決と決しております。

議案第89号市道路線の認定について、議案第90号市道路線の廃止について、議案第91号市道路線の認定について、議案第92号市道路線の変更について、議案第93号平成27年度にかほ市ガス事業会計その他未処分利益剰余金の処分について、議案第94号平成27年度にかほ市水道事業会計その他未処分利益剰余金の処分について、いずれも全員の賛成により可決と決しております。

議案第100号平成27年度にかほ市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第101号平成27年度にかほ市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第102号平成27年度にかほ市ガス事業会計決算認定について、議案第103号平成27年度にかほ市水道事業会計決算認定について、いずれも全員の賛成により認定と決しております。

議案第109号平成28年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第110号平成28年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第111号平成28年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第2号）について、議案第112号平成28年度にかほ市水道事業会計補正予算（第1号）について、全員の賛成により可決と決しております。

内容について、若干報告申し上げます。

議案第86号にかほ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について。

質問でございます。農業委員会の委員の能率給について、もう少し具体的に教えていただきたいという質問がございました。

答弁でございます。二つありまして、一つ目は、農地利用最適化を推進するための活動を行った実績に応じて支給するものであります。その農地利用最適化の推進と言いますのは、一つ目が担い手への集積・集約化、二つ目が耕作放棄地の発生防止・解消、三つ目が新規参入の促進でありますので、これらに関する積極的な活動実績に対し、個別に上乘せ支給するものであります。農業委員、推進委員、個々の活動実績に応じたものであります。

もう一つは、成果実績に応じた交付金でありまして、市全域の担い手への農地集積、耕作放棄地の発生防止・解消の達成度に応じて交付されるものであります。これにつきましては、現在、交付

額の算定には至っておりませんので、今回の補正予算には計上しておりませんが、今後、交付金が発生する場合には、補正する予定となっております。

二つ目のものにつきましては、市全域のものでありますので、条例の中で予算の範囲内で市長が定める額となっておりますので、その中で支給するということになります。

議案第89号市道路線の認定について。

質問でございます。この道路の必要性について伺います。

答弁でございます。一つ目として、都市農村センターから国道7号線に出る際には、交通量も多く、非常に見通しが悪く危険であること。二つ目として、福祉施設への車両の往来が多く、現道の狭い道では交差も困難であることや国道の反対側の交差点についても、カーブとなっております見通しが悪いこと、以上のことから今回の道路新設により左右の確認が良い状態で通行できると考えており、供用開始となった際には、新設道路を通ってもらうよう地域への周知をしたいと考えておりますということでございます。こちらは10月31日完成予定であります。

続きまして、議案第90号、議案第91号、議案第92号につきましては、日沿道関連の廃止、決定、変更であり、4,193メートルの増となっております。以上でございます。

●議長（菊地衛君） これから産業建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで産業建設常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、一般会計決算特別委員長の報告を求めます。15番佐々木正明一般会計決算特別委員長。

【一般会計決算特別委員長（15番佐々木正明君）登壇】

●一般会計決算特別委員長（佐々木正明君） 一般会計決算特別委員会に平成28年9月15日に付託になりました、議案第95号平成27年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定について、審査が終わりましたので報告します。

議案第95号平成27年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定については、賛成多数によって認定と決しております。以上です。

●議長（菊地衛君） これから一般会計決算特別委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで一般会計決算特別委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、一般会計予算特別委員長の報告を求めます。15番佐々木正明一般会計予算特別委員長。

【一般会計予算特別委員長（15番佐々木正明君）登壇】

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 一般会計予算特別委員会に平成28年9月15日に付託になりました、議案第104号平成28年度にかほ市一般会計補正予算（第3号）について、審査が終わりましたので報告します。

議案第104号平成28年度にかほ市一般会計補正予算（第3号）については、賛成多数により可決と決しております。

●議長（菊地衛君） これから一般会計予算特別委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで一般会計予算特別委員長の報告に対する質疑を終わります。

これから討論・採決を行います。

初めに、議案第113号にかほ市老人憩の家条例の一部を改正する条例制定についての討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 討論なしと認めます。これで議案第113号の討論を終わります。

これから議案第113号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立全員です。したがって、議案第113号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第85号にかほ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第85号の討論を終わります。

これから議案第85号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第85号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第86号にかほ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。4番佐々木春男議員。

【4番（佐々木春男君）登壇】

●4番（佐々木春男君） 議案第86号にかほ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、反対の立場で発言いたします。

改正の部分である能率給とは、農地の集積や遊休農地などの解消に尽力した委員等に与えるものとのことでしたが、そもそも農地の集積や遊休農地の解消などは農業委員の仕事の一部であるものです。一方では農業委員会の国への提言をできなくするなど、あめとむちで強引に進めるやり方は、民主的な農業改革とはほど遠いものです。大規模化、企業の参入しやすい環境づくりが念頭にあるのでしょうか、規模の大小、さまざまな経営スタイルの農家の協働があったからこそ、水道、道路等の施設の管理等も今まで維持できたことを強く訴えるものです。

能率給の部分は国からの交付金で賄うということで、市の財政負担にはならないとのことですが、国の強引な進め方、特にこの特別に金を使って人の心を揺さぶり、事を進めるとも取れるやり方は賛成できません。

よって、ここに反対の意を表明し、討論いたします。

●議長（菊地衛君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 討論なしと認めます。これで議案第86号の討論を終わります。

これから議案第86号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立多数です。したがって、議案第86号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第87号にかほ市立学校設置条例の一部を改正する条例制定についての討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。13番伊東温子議員。

【13番（伊東温子君）登壇】

●13番（伊東温子君） 議案第87号にかほ市立学校設置条例の一部を改正する条例制定についての反対討論を行わせていただきます。

統合後のにかほ市の構想、また、象潟地域の将来的な小・中学校のあり方、教育委員会の方針がきちんと示されない説明会だったことは非常に残念に思います。今までの懇談会やアンケート調査で出された意見に対しても検討中との報告が多々あり、市民の理解が得られたとは思われません。

また、説明会で出された意見を見る限り、住民の現象潟小学校への統合に対しての不安は払拭されているとは感じられません。

そして、提言を民意と捉えるならば、統合の時期をあわせるだけでなく、学校建設の検討も行う

べきと考えます。関連の一般質問を見ていくと、平成24年第2回定例会で小・中連携も視野に入れて今後の計画を早急に策定していく必要がある。策定された後に建設検討委員会などを設置して、災害時の対応も含めた適切な場所の決定をしたいと当時の教育長が述べています。

また、平成25年第3回定例会では、市長は、小・中連携を前提として津波対策をしっかりとした通学しやすい小学校建設が肝要であると考えていますと述べています。

平成26年第6回定例会で教育長は、前教育長や前々教育長の唱えたことを受け継いでいきたい。教育委員会の総意と受けとめていただきたいと述べております。

その同じ定例会で、教育次長は、新しい建物の関係については今のところ考えていない。まず、とりあえず、象潟現校舎に統合すると言っています。

平成27年第1回定例会では、市長は、将来にわたって建てないとか建てるとかというのは、私どれくらいやるか分かりませんが、今の段階で建てるとも建てないとも言えませんが、やはり老朽化してくれば建てなければならぬだろうと思いますと述べています。

最終的に総合教育会議で決定した方針に変更した経緯と理由を、市民に説明する必要があると思います。そして、市民の理解を得るため、また、若い世代のまちづくりの参加の好機と捉え、説明会の続行を求めるものです。

以上の理由により、条例制定の時期尚早と考え、この議案に賛成しかねます。以上。

●議長（菊地衛君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 討論なしと認めます。これで議案第87号の討論を終わります。

これから議案第87号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立多数です。したがって、議案第87号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第88号にかほ市プール条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第88号の討論を終わります。

これから議案第88号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第88号は、委員長の報告のとおり可

決されました。

次に、議案第89号市道路線の認定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第89号の討論を終わります。

これから議案第89号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第89号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第90号市道路線の廃止についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第90号の討論を終わります。

これから議案第90号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第90号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第91号市道路線の認定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第91号の討論を終わります。

これから議案第91号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第91号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第92号市道路線の変更についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第92号の討論を終わります。

これから議案第92号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第92号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第93号平成27年度にかほ市ガス事業会計その他未処分利益剰余金の処分についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。



【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第93号の討論を終わります。  
これから議案第93号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。  
お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第93号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第94号平成27年度にかほ市水道事業会計その他未処分利益剰余金の処分についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第94号の討論を終わります。  
これから議案第94号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。  
お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第94号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第95号平成27年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。4番佐々木春男議員。

【4番（佐々木春男君）登壇】

- 4番（佐々木春男君） 議案第95号に反対の立場から発言いたします。

緊急雇用創出臨時対策基金事業費補助金返還金1,873万3,609円があります。この件に関して会計検査院の報告では、市町村による実績報告書の内容確認が不十分、厚生労働省の県への指導監督が十分でなかった。更に、事務機器リース料について明示しなかった点があるとも指摘しております。つまり、責任は市、県、厚生労働省それぞれにあります。大もとは厚生労働省にあるということです。この会計検査院の報告の内容は、大変重いものであると思います。

厚生労働省が指摘された後、事務機器リース料を明示したものを自治体に示したところで、その点は免れるものではありません。にもかかわらず、事業主体だとして全責任を市に押しつけるのは不当であります。

厚生労働省の要求した金額をそのまま返還し、市民の負担軽減を図らなかった点には同意できないことを表明し、反対討論といたします。

- 議長（菊地衛君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 討論なしと認めます。これで議案第95号の討論を終わります。

これから議案第95号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立多数です。したがって、議案第95号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第96号平成27年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算認定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第96号の討論を終わります。

これから議案第96号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第96号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第97号平成27年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定歳入歳出決算認定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第97号の討論を終わります。

これから議案第97号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第97号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第98号平成27年度にかほ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第98号の討論を終わります。

これから議案第98号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第98号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第99号平成27年度にかほ市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第99号の討論を終わります。  
これから議案第99号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。  
お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第99号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第100号平成27年度にかほ市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第100号の討論を終わります。  
これから議案第100号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。  
お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第100号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第101号平成27年度にかほ市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第101号の討論を終わります。  
これから議案第101号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。  
お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第101号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第102号平成27年度にかほ市ガス事業会計決算認定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第102号の討論を終わります。  
これから議案第102号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。  
お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第102号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第103号平成27年度にかほ市水道事業会計決算認定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第103号の討論を終わります。  
これから議案第103号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。  
お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第103号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第104号平成28年度にかほ市一般会計補正予算（第3号）についての討論を行います。  
初めに、原案に反対者の発言を許します。13番伊東温子議員。

【13番（伊東温子君）登壇】

- 13番（伊東温子君） 議案第104号平成28年度にかほ市一般会計補正予算（第3号）について。  
計上されたほかの予算については賛成ですが、先ほど反対いたしました議案第87号に関連する予算が計上されているので、10款2項1目13節象潟小学校大規模改修工事実施設計委託料であります。  
このための関連による反対とさせていただきます。

- 議長（菊地衛君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 討論なしと認めます。これで議案第104号の討論を終わります。  
これから議案第104号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

- 議長（菊地衛君） 起立多数です。したがって、議案第104号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第105号平成28年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第1号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第105号の討論を終わります。  
これから議案第105号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。  
お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第105号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第106号平成28年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第2号）に

についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第106号の討論を終わります。

これから議案第106号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第106号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第107号平成28年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第107号の討論を終わります。

これから議案第107号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第107号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第108号平成28年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第1号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第108号の討論を終わります。

これから議案第108号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第108号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第109号平成28年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第109号の討論を終わります。

これから議案第109号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第109号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第110号平成28年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についての

討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第110号の討論を終わります。

これから議案第110号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第110号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第111号平成28年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第2号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第111号の討論を終わります。

これから議案第111号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第111号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第112号平成28年度にかほ市水道事業会計補正予算（第1号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第112号の討論を終わります。

これから議案第112号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第112号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第31、議員の派遣の件を議題とします。

お諮りします。お手元に配付した議員派遣の件のとおり、議員を派遣することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、お手元に配付したとおり、議員を派遣することに決定しました。

なお、派遣の日程等に変更が生じた場合は、議長に一任していただくことにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたします。

日程第32、議決事件の字句、数字等の整理の件を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会会議規則第43条により、議会で議決されました議案において、その条項、字句、数字その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成28年第5回にかほ市議会定例会を閉会します。

午後1時39分 閉 会

---